平成22年8月19日

各　位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区六本木六丁目15番1号
六本木ヒルズけやき坂テラス6階
ＦＣレジデンシャル投資法人
代表者名　執行役員　比留田　雅哉
（コード番号：8975）
資産運用会社名
ファンドクリエーション不動産投信株式会社
代表者名　代表取締役　比留田　雅哉
問合せ先　投資管理部長　黒島　栄二郎
TEL．03-5413-5348

役員の選任及び規約の変更に関するお知らせ

ＦＣレジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成22年8月19日開催の本投資法人役員会において、役員の選任及び規約の変更について平成22年9月16日に開催される予定の第５回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。平成22年7月15日付「投資主総会開催並びに現執行役員及び現監督役員の辞任に関するお知らせ」をご参照ください。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の役員の選任及び規約の変更は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1．役員の選任について

本投資法人の現執行役員比留田雅哉及び現監督役員斎藤宏並びに吉田光一郎より、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申出があったため、後任の執行役員１名（候補者：高塚義弘）及び監督役員２名（候補者：五十嵐メルビン、福永隆明）の選任をお願いするものであります。

（役員の選任の詳細につきましては、別紙「第５回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2．規約の一部変更について

変更の理由は以下の通りです。

(1) 投資法人の業務を執行し、投資法人を代表するという執行役員の重要な責任及び役割を考慮し、合併その他の組織再編を理由として執行役員としての地位を失う場合につき、執行役員の身分保障を確保すべく、執行役員の退職慰労金について報酬に関する変更を行うものです。

(2) 執行役員の業務を監督するという監督役員の重要な責任及び役割を考慮し、合併その他の組織再編を理由として監督役員としての地位を失う場合につき、監督役員の身分保障を確保すべく、監督役員の退職慰労金について報酬に関する変更を行うものです。

3．　日程

平成 22 年 8 月 19 日　　第５回投資主総会提出議案の役員会承認
平成 22 年 9 月　1 日　　第５回投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 22 年 9 月 16 日　　第５回投資主総会（予定）

以　上

【添付書類】　第５回投資主総会招集ご通知

※　本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
※　本投資法人のホームページアドレス：http://www.fcric.co.jp

平成22年９月１日

投 資 主 各 位

東京都港区六本木六丁目15番１号
六本木ヒルズ　けやき坂テラス６階
ＦＣレジデンシャル投資法人
執行役員　比留田　雅　哉

第５回投資主総会招集ご通知

拝啓　投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第５回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年９月15日（水曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第１項に基づき、本投資法人規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、**投資主様が本投資主総会当日にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

なお、本投資主総会は、本投資法人が平成22年６月28日付で受領した、本投資法人の投資主であるエスジェイ・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「エスジェイ」といいます。）によりなされた執行役員の選任、監督役員の選任、執行役員及び監督役員の報酬に関する規約の一部変更を議案とする投資主総会招集の請求に応じ招集されたものであり、本投資主総会に提出される各議案は、エスジェイからの請求に基づき、エスジェイと協議の上決定されたものです。

＜本投資法人規約抜粋＞

第15条（みなし賛成）

１．投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

２．前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬　具

記

１．日　　時　平成22年９月16日（木曜日）午前10時00分

２．場　　所　東京都新宿区霞ヶ丘町７番１号
日本青年館　501会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．投資主総会の目的である事項

決 議 事 項

第１号議案　執行役員１名選任の件
第２号議案　監督役員２名選任の件
第３号議案　規約一部変更の件

以　上

（お願い）

◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により、議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様１名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合には、修正後の事項を本投資法人ホームページ（http://www.fcric.co.jp/）に掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　執行役員１名選任の件

本投資法人の執行役員比留田雅哉より、本投資主総会の終結の時をもって執行役員を辞任したい旨の申出があったため、後任の執行役員１名の選任をお願いするものであります。任期は、本投資法人規約第19条第２項の規定により、選任される平成22年９月16日より２年間となります。

なお、本議案は、平成22年８月19日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略　　歴	所有する本投資法人の投資口の口数
高　塚　義　弘 (昭和30年９月21日)	昭和53年４月　株式会社東京銀行入行 昭和60年４月　ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成８年12月　チェース証券株式会社（現ＪＰモルガン証券株式会社）入社 平成12年12月　日興シティグループ証券株式会社入社 平成19年８月　クレディ・スイス証券株式会社入社 平成22年７月　アールズ・コンサルティング株式会社設立代表取締役就任（現任）	0口

・上記執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第２号議案　監督役員２名選任の件

本投資法人の監督役員斎藤宏及び吉田光一郎より、本投資主総会の終結の時をもって監督役員を辞任したい旨の申出があったため、後任の監督役員２名の選任をお願いするものであります。任期は、本投資法人規約第19条第２項の規定により、選任される平成22年９月16日より２年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴	所有する本投資法人の投資口の口数
1	五十嵐メルビン (昭和44年３月30日)	平成４年１月　ＫＰＭＧホノルル事務所入所 平成10年８月　ＫＰＭＧ東京事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成12年２月　株式会社モルガン・スタンレー・プロパティーズ・ジャパン（現モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社）入社 平成14年１月　ＭＳＩ Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ，ＬＬＣ入社 平成14年10月　グローバル・アクセス・アドバイザリー・パートナーズ・エル・エル・シー東京事務所入所 平成21年３月　ＴＭＦ Ｊａｐａｎ株式会社取締役就任（現任）	0口
2	福永隆明 (昭和47年10月29日)	平成８年３月　ＫＰＭＧ東京事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成16年10月　福永公認会計士事務所設立代表（現任） 平成17年10月　グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社代表取締役就任（現任） 平成21年11月　みらい株式会社取締役就任（現任）	0口

・上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　規約一部変更の件

１．変更の理由

(1) 投資法人の業務を執行し、投資法人を代表するという執行役員の重要な責任及び役割を考慮し、合併その他の組織再編を理由として執行役員としての地位を失う場合につき、執行役員の身分保障を確保すべく、執行役員の報酬に関する変更を行うものです。

(2) 執行役員の業務を監督するという監督役員の重要な責任及び役割を考慮し、合併その他の組織再編を理由として監督役員としての地位を失う場合につき、監督役員の身分保障を確保すべく、監督役員の報酬に関する変更を行うものです。

２．変更の内容

現行規約第20条の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　　行　　規　　約	変　　更　　案
第４章　役員及び役員会 第20条（役員の報酬の支払基準） 本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次の通りとする。 (1) 各執行役員の報酬は、一人当たり月額80万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払う。	第４章　役員及び役員会 第20条（役員の報酬の支払基準） 本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次の通りとする。 (1) 各執行役員の報酬は、一人当たり月額80万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払う。なお、ある執行役員がその任期満了前に合併その他の組織再編を理由として執行役員としての地位を失い、かつ、当該執行役員が当該組織再編に関連して同等の地位に就任しない場合には、当該執行役員に対し、退職慰労金として、当該執行役員に対して２年間の任期中に支払われる予定であった月額報酬の総額と、当該執行役員に対して執行役員としての地位を失うまでに本投資法人より現実に支払われた報酬の総額との差額を支払う。ただし、当該執行役員が法令に従いその職務を遂行することができないことを理由に解任された場合にはこの限りでない。

現　行　規　約	変　更　案
(2) 各監督役員の報酬は、一人当たり月額50万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払う。	(2) 各監督役員の報酬は、一人当たり月額50万円を上限とし、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額を、毎月、当月分を当月末日までに支払う。なお、ある監督役員がその任期満了前に合併その他の組織再編を理由として監督役員としての地位を失い、かつ、当該監督役員が当該組織再編に関連して同等の地位に就任しない場合には、当該監督役員に対し、退職慰労金として、当該監督役員に対して２年間の任期中に支払われる予定であった月額報酬の総額と、当該監督役員に対して監督役員としての地位を失うまでに本投資法人より現実に支払われた報酬の総額との差額を支払う。ただし、当該監督役員が法令に従いその職務を遂行することができないことを理由に解任された場合にはこの限りでない。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第１項及び本投資法人規約第15条第１項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第１号議案乃至第３号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以　上

第５回投資主総会会場ご案内図

会場　東京都新宿区霞ヶ丘町７番１号
日本青年館　501会議室

●交　通　　東京メトロ銀座線「外苑前駅」下車
　神宮球場方面　３番出口より徒歩約８分
都営地下鉄大江戸線「国立競技場駅」下車
　国立競技場方面Ａ２出口より徒歩約８分
ＪＲ中央線・総武線「信濃町駅」「千駄ヶ谷駅」下車　各徒歩約10分

＜お願い＞駐車場の用意をしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。